



愛知県三河青い鳥医療療育センターについて

名称 愛知県三河青い鳥医療療育センター
設置主体 愛知県
経営主体 社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会
(愛知県から指定管理受託)
場所 岡崎市高隆寺町



当センターは、肢体不自由児、重症心身障害児（者）などに対する、医療と療育を総合的に行う施設として、次のような機能を持っています。

- ・ 医療法上の「病院」
- ・ 児童福祉法の「児童福祉施設（医療型障害児入所施設、児童発達支援センター）」
- ・ 障害者総合支援法の「障害福祉サービス事業所（療養介護事業等）」 等

入所定員 医療型障害児入所施設・療養介護 140床
職員 常勤161人（R6.4.1現在）



演習①: 虐待疑い事案への初期対応について

【演習初期対応の概要】

- 療養介護(重度の肢体不自由と重度の知的障害のある方(重症心身障害者)が入所)事業所(ベースは病院)での事案
- 当該利用者は、肢体不自由、知的障害いずれも最重度で、全介助。
- 入所時から嚥下困難がみられ、好きなものには開口することもあったが、すぐに閉眼し、むせることもあり、食べさせるのに時間がかかっていた。徐々にむせがひどくなり、嚥下が遅くなるとともに食事を全量摂取できなくなり、体重が減少していた。
- 経管栄養、胃ろうの検討もされたが、本人の身体状況から経管栄養はリスクが高く、経口摂取でとのご家族の希望もあり、当面は、経口摂取に取り組むこととされていた。食事時の姿勢は、15～30度上体を起こした姿勢。食事形態はとろみ食。
- 令和〇年x月、「A看護師が病室での食事介助時に当該利用者に鼻から(とろみ食を)吸い込ませるのを見た」と、病棟の看護師から主任看護師に相談があり、主任看護師は病棟師長に相談した。病棟師長と主任看護師は、報告した看護師が誰か分かってしまうのをおそれ、自分たちでその行為の現場を直接確認しようとしたが、その行為をしているのを確認することはできなかった。

【ワーク】

- あなたが病棟師長・主任看護師の立場だったら、どうしますか？

総看護師長にあたる上司がいます。もちろん、医師もいます。 中間管理職の立場で考えてみてください。

ワークシート①





愛知県三河青い鳥医療療育センターで発生した虐待案件についての経緯

年月日	内 容
2022年5月頃 ～11月頃まで	看護師1名（指定管理者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会の職員）による虐待案件が発生
2022年11月	施設における内部調査において、事案の発生を確認
2022年12月	施設から岡崎市へ虐待が疑われる事案の発生を報告
2023年1月～	岡崎市が施設に調査を実施
2023年6月13日	岡崎市が施設に調査結果の通知（虐待と判断）
2023年7月4日	施設から県に報告書を提出（県から指定管理委託のため） 法人として検証委員会の設置を決定
2023年8月10日	第1回検証委員会の開催（以降、5回開催）
2023年12月4日	第5回検証委員会の開催 委員会から虐待認定事例検証委員会報告書の提出
2023年12月15日	施設から岡崎市へ虐待防止改善計画書の提出
2023年12月20日	施設から県に虐待防止改善計画書の提出
2024年1月15日	施設ホームページに虐待防止改善計画書を掲載



事案の概要

- 該当職員：看護師 1 名
- 発生時期：2022年5月頃から同年11月頃
- 内 容：重症心身障害者病棟の入所者 A、 B、 C の3名に対し、
それぞれ以下の行為を行った。
 - (1) 令和4年5月以降、複数回（少なくとも4回以上）にわたって、嚥下障害がある利用者の食事介助を行う際に、経口摂取が難しい状況にあるとの判断により、とろみをつけた食事を鼻から与えた。
 - (2) 意思疎通が難しく、脈が遅くなる不整脈の入所者 B に対して覚醒を促すためとして、胸部をつねった、顔を平手で叩いた。
 - (3) 排尿障害がある入所者 C に対して排尿を促すためとして、腹部を強く叩いた。（排尿を促すため腹部を軽く刺激することは手技として行われていた。）



事案(1)の発生確認から行政への報告、虐待の判断まで

- 演習の時点は夏

その後、病棟で、栄養摂取、食事介助の方針を医師も交えて改めて決めた。上司による当該行為の確認のための観察は中断となった。

- センターとしての事案の発生確認は、2022年11月

病棟師長が病棟職員との面談時に、当該看護師がまだ鼻から与える食事介助をしているらしいと話を聞き、この時点で病棟師長から看護部長へ当該事案が報告され、センター長を始めとする幹部にて検討会が開催された。

- 病棟職員への聞き取り調査で、一定数の職員が見るか聞かかしていた。
- 病棟師長が当該看護師に確認をしたところ「食べさせなければいけないと思ってやった」と話し、病棟師長が説諭したところ、「もうしません」と答えた。当該看護師は、「たまたま食べ物を鼻から吸い込んでしまったことがあり、その時に誤嚥もせずに飲み込んだ。その後経過を見ていたが熱もなく体調も変わらなかった。それからは、どうしても歯を食いしばったりして食べない時や、濃縮尿（膿様）になった場合は、水分だけは摂取させたいと思い白湯（コップ1杯約120ml）だけは鼻から入れていた。また、食事摂取がほとんどできていない日はパン粥も混ぜていた」と話した



- この時のセンターの判断

「不適切な支援があった」と判断し、障害者虐待があったとは判断しなかった。

当該看護師と上司は、不適切な支援があったとして、懲戒等の処分を受けた。

- 不適切な支援があったことを、指定管理委託元の愛知県と、療養介護事業所管の岡崎市に報告した。（岡崎市は当該利用者の支給決定市でもあった）

⇒岡崎市から障害者虐待があった疑いがあるとの調査

⇒およそ半年後、虐待の判断と改善計画提出指示の通知



虐待防止改善計画書の作成

- 改善計画は、第三者による検証委員会を立ち上げ、その報告を基に作成することとした。
- 検証委員会は5か月にわたって行われ、2023年12月に「虐待認定事例検証委員会報告書」を委員会から受け取った。
検証委員会へ提出する資料作成のため、虐待防止委員が頻回に集まりセンターの課題等について検討をした
- 同月、報告書を基に「虐待防止改善計画書」を作成し、岡崎市、愛知県に提出した。



虐待防止改善計画書の公表、利用者ご家族への説明会

- 利用者ご家族への説明・謝罪を、改善計画書が完成したら説明会を開催して行う予定としていた。
- 一般への公表方針は次のとおりとした。
 - 虐待があったという公表はしない
 - 虐待防止改善計画書の概要をセンターホームページに掲載する
 - 問い合わせがあったら、虐待があったことは隠さず、個人情報に触れない範囲で答える
- ホームページに掲載したらすぐに中日新聞から問い合わせ
「虐待防止改善計画書が掲載されたが、何かあったんですか？」



⇒「虐待事案がありました」

- 翌日の新聞記事となり、急きょ、愛知県で記者発表
各新聞社、テレビのニュースに
- 家族説明会を予定を繰り上げて開催
「どうして家族への説明よりマスコミ報道が先になったのか」
「当該職員は今はどうしているのか」

⇒改善計画を実行

県、市、内部による実行状況のチェック



通報はすべてを救ったか

- 市への報告をしたからその後の大事(おおごと)となった
(報告をしなければ、虐待判断もなく、改善計画も報道対応もなかった?)
- 報告をし、虐待判断からその後の検証、改善計画と進んだことにより、センターの虐待防止体制は前進した
- 今後の重大な虐待事案が起きる可能性は大幅に下がった
それは今回の大事の賜物(報道対応は余分だったが)
もしさらに重大な虐待事案が起きたら、今回の比ではない大事に
⇒利用者も、職員も、管理側も、救われた(今回は大変だったが)



追記: 虐待判断されているのは虐待の一部ではないか

表面化する虐待

(通報、虐待判断されるケース)

隠れた虐待

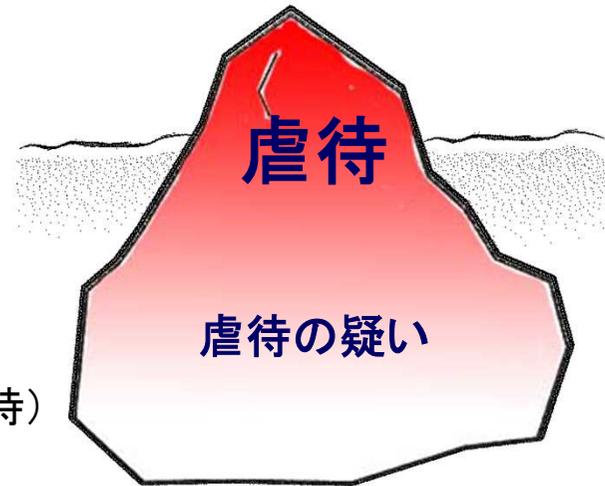
(通報されず、表面化しないケース)

虐待の疑い

(不適切な支援。虐待を広く捉えれば虐待)

ここが小さくならないと

表面化する虐待も減らない。



再確認：障害者虐待類型について



職場内虐待防止研修用冊子	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（抜粋）
① 身体的虐待 (叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等)	一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
④ 性的虐待 (性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等)	二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。
③ 心理的虐待 (脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等)	三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・話しかけ等を無視する。 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
② 放棄・放置 (食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等)	四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。
⑤ 経済的虐待 (本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等)	五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。